

訂 正 版

檜葉町生活再建完了給付金制度のお知らせ

檜葉町で被災された世帯が、自宅等の再建が完了し応急仮設住宅等を退去した場合、町より給付金が支給されます。

1 対象世帯

- ① 平成23年3月11日（基準日）現在で、檜葉町に住民登録があった世帯（対象世帯）及び対象世帯から平成29年3月31日以前に世帯分離した世帯（以下新たな対象世帯）となります。ただし、就学のため世帯分離した世帯は対象外となります。
- ② 自宅等の再建が完了し、平成30年3月31日までに応急仮設住宅等を退去した世帯が対象世帯となります。
- ③ その他、応急仮設住宅等以外の住宅は、生活再建が完了したものとみなし、給付金の対象世帯になります。

※応急仮設住宅等とは…この給付金での応急仮設住宅等は、災害救助法に基づき、福島県が応急仮設住宅として供与する建設型仮設住宅、借上げ住宅（雇用促進住宅、UR賃貸住宅を含む）・公営住宅・公務員宿舎等のみなし仮設住宅のことをいいます。

2 申請者 原則世帯主

3 給付金額

給付金の額は、単身世帯で30,000円、2人以上の世帯で50,000円の定額。

4 申請期限

平成29年6月～平成30年6月30日まで

5 給付金申請の流れ

申請に必要な書類

- ① 檜葉町生活再建完了給付金申請書（様式1号）
- ② 他の市区町村に転出した世帯については世帯全員が確認できる住民票の写し
- ③ 給付金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し

※④預金通帳の写しは、口座番号、預金名義が分かる部分をコピーしてください。

※申請に必要な書類は、檜葉町くらし安全対策課、いわき出張所、会津美里出張所に備え付けてあります。

必要書類を提出する

●上記の必要書類を、檜葉町くらし安全対策課、いわき出張所、会津美里出張所へご提出ください。